

公益社団法人仙台北法人会 入会及び脱会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第7条（会員の権利義務）及び第10条（除名）の規定に基づき、公益社団法人仙台北法人会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び脱会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会で定める入会申込書に別表事項を記載して提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第3条 会費の金額及び納期に関する細則は、定款第11条（会費）により社員総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(脱会事由及び手続き)

第4条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に脱会することができる。

2 定款第8条（会員資格の喪失）の定めにより、脱会以外の事由により会員の資格を喪失した場合には、脱会と同様会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求め、理事会において再入会の承認を経て、これを申込者に通知する。

2 脱会の際、未納の会費がある場合には、当該未納分の会費を支払わない限り再入会を認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めない。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 定款第6条（入会）に定める入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合には、当該会員から、理事会において別に定める会員変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、社員総会の決議をもって行うものとする。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益社団法人仙台北法人会設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表

入会申込書に記載する主要事項

1 正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 法人、団体、事業所にあつては、法人名、代表者氏名、設立年月日、所在地、資本金、業種、決算期、電話番号、FAX番号、メールアドレス、ホームページアドレス

個人にあつては、氏名、住所、業種、電話番号、FAX番号、メールアドレス、ホームページアドレス

(3) 連絡先を別途指定する者はその連絡先

(4) 会費の口座振替の場合には、振替指定口座並びに口座名義人

(5) 個人情報についての同意・不同意の確認

広報誌等での公表とその範囲（事業所名・法人の所在地・業種・電話番号）